

第 37 回

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

農林水産省

第 37 回
食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

日時：令和元年10月3日（木）10：00～11：49

会場：農林水産省本省 第2特別会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事
 - (1) 飼養衛生管理基準の見直しについて（諮問）
 - (2) その他

4. 閉 会

【配付資料一覧】

議事次第

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 委員名簿

資料 飼養衛生管理基準の見直しについて

参考資料1 最近の豚コレラ、アフリカ豚コレラをめぐる情勢について

参考資料2 諮問文（飼養衛生管理基準）

参考資料3 豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更の概要について

- 参考資料4 「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」の一部変更案
- 参考資料5 アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更の概要について
- 参考資料6 「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」の全部変更案
- 参考資料7 豚コレラ終息に向けた今後の対応
- 参考資料8 食料・農業・農村政策審議会関係法令集等（家畜衛生部会関係）

午前10時00分 開会

○熊谷動物衛生課長 皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから、食料・農業・農村政策審議会第37回家畜衛生部会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、本日はご多用中にもかかわらず、お集まりいただき、ありがとうございます。

私は当部会の事務局を担当いたしております動物衛生課長の熊谷でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、審議官の小倉から、ご挨拶申し上げます。

○小倉審議官 おはようございます。小倉でございます。

今日は、委員の先生方におかれては、ご多忙の中、第37回家畜衛生部会ということでお集まりいただきまして、ありがとうございます。

先生方もご存じのとおり、昨年の9月に発生した豚コレラ、その後、感染拡大が続いて、先般、埼玉、長野でも発生ということで、新たなステージに入ったような状況でございます。

これを受ける形で、農林水産省ではこの部会のもとにございます牛豚等疾病小委員会でご議論いただきまして、今、防疫指針の改正案を取りまとめているところでございます。現在、パブリックコメントや都道府県知事への意見照会という段階に入っております。また、改めてご説明して、ご答申をいただくということになってくると思いますが、そのような形で、この部会のほう、日々、ご苦勞、おかけいたしております。

また、本日の議題である飼養衛生管理基準については、この豚コレラ対応の中でもその遵守を徹底すべく、いろいろな手を尽くしてまいりました。現在、予防的ワクチンの接種について、先ほどの新改正ということで、今、手続を進めているわけですが、アジアで拡大を続けておりますアフリカ豚コレラ、この我が国の侵入リスクを考えれば、この飼養衛生管理基準について、飼養管理について、我々は、改めて重要性を認識して、また、強化をしていかなければいけないというふうに思っております。

本日は、この豚とイノシシの飼養衛生管理基準のあり方について、まずは、その目指すべき飼養衛生管理の姿を、いろいろご議論いただき、また、その義務化ということになるわけですが、何を対象にしていくのかというような議論をしていただきたいというふうに思っております。

本日の委員会は、公表ということがございますけれども、皆様方におかれては、専門的な見地から、忌憚のないご助言をいただきたいと思っております。活発なご議論をお願いして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○熊谷動物衛生課長 ありがとうございます。

現在、家畜衛生部会の委員数は19名でございます。本日は15名のご出席、予定のお二方も含めて、15名、ご出席でございます。食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項の規定により、定足数6名を満たしていることをご報告申し上げます。

続きまして、本日出席しております事務局を紹介させていただきます。

審議官の小倉、先ほどご挨拶いただきました。

審議官の神井です。

○神井審議官 神井でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○熊谷動物衛生課長 課長補佐の古庄です。

○古庄課長補佐 よろしくよろしくお願いいたします。

○熊谷動物衛生課長 課長補佐の伴でございます。

○伴課長補佐 伴です。よろしくお願いいたします。

○熊谷動物衛生課長 課長補佐の室賀です。

○室賀課長補佐 室賀です。よろしくお願いいたします。

○熊谷動物衛生課長 課長補佐の山木です。

○山木課長補佐 山木です。よろしくお願いいたします。

○熊谷動物衛生課長 課長補佐の吉戸です。

○吉戸課長補佐 吉戸でございます。よろしくお願いいたします。

○熊谷動物衛生課長 よろしく申し上げます。

なお、本日、予定では12時までの会議と計画してございます。

恐れ入りますが、カメラはここでご退出、お願いしたいと思っております。

本日の会議の進め方ですけれども、これまでの部会と同様に、農林水産省の会議におけるペーパーレス化の推進ということで、お手元のタブレットで行いたいと思っております。タッチペンもお手元にありますので、その操作、不都合のある方は事務局のほうにお申し出いただければと思っております。使用する資料は、資料1～資料2、それから、参考資料1～参考資料11ということで、大分にわたっておりますので、繰り返しですけれども、不都合等ございましたら、また、事務局員にお声がけいただければと思っております。

次に、本日の会議の進め方でございます。

事務局から、最近の豚コレラ、アフリカ豚コレラをめぐる情勢についてご説明させていただきます。その後、議事に入らせていただこうと考えております。議事は、1番目として、飼養衛生管理基準の見直しについて、2として、その他、という順番で行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速ですけれども、議事に入る前ということで、豚コレラ、アフリカ豚コレラをめぐる情勢につきまして、私のほうからトピックスをご説明したいと思います。使う資料は参考1ということで、画面上、出てくる資料でございます。

ページの2ページをお開き、進んでいただければと思います。

こちらのほうに豚コレラ対策に係る歴史ということで、日本、EU、あと、国際機関ということでOIEということで、3つ並べて掲げてございます。日本の場合は1996年ということで、平成8年にワクチンを段階的に中止するという、豚コレラについて取り組んで、その後、2006年になって全国でのワクチンの全面中止ということで、11年かけてワクチンに頼らない衛生管理、豚コレラ対策というものを実現してきたということでございます。

それで、2015年、平成27年になりますけれども、国際機関OIEの清浄国認定、これは右側に目を向けていただきますとOIE、2015年、豚コレラの公式認定開始ということで書いてございます。国際機関が豚コレラという病気に対して清浄国認定を始めたと同時に、日本はこのステータスを取得したということでございます。

また、真ん中に、EUの動きも掲げております。EUも1990年代には豚コレラが大流行したという経験をしてございます。そうした中で、ワクチン接種に頼らずに、ヨーロッパの場合は野生イノシシでの豚コレラの侵入ということで、この対策について経口ワクチンを使ったり、現在、日本もイノシシ対策ということで経口ワクチンを使ってございますけれども、こういったヨーロッパの経験も生かしながら、現在、イノシシ対策、また、当然、農家の衛生管理の対策、本日もご議論いただく飼養衛生管理等の対策、さらには、先ほどご挨拶あったとおり、予防的ワクチンについて、その環境づくりということで、現在、パブリックコメント等を進めているということでございます。

それから、資料の2ページでございます。画面上のページは3となります。42分の3というページに移っていただければと思います。こちらのほうに豚コレラとアフリカ豚コレラの病気の特徴の差と、また、発生状況についてまとめたものでございます。豚コレラの

場合は、現在、日本で発生が確認されております。これは飼育豚、イノシシともに、ということで、有効なワクチンは存在するという状況です。

一方、下段のアフリカ豚コレラについて申し上げますと、ワクチン治療法はないということと、それから、ダニが媒介するということですので、こういった点、野生動物、また、野生界の環境下というかかわりがあるということで、非常に厄介な病気になっております。

あと、周辺国の状況としましては、アフリカ豚コレラの場合は、昨年8月に中国での発生確認以降、アジアに急速に拡大したという状況になっております。資料上は、韓国、9月になって確認されていますけれども、9事例となっていますが、10月2日の時点で11事例、2事例がふえているという状況でございます。これも日々、発生の拡大が確認されている状況になっております。

それで、豚コレラに戻りまして、上段の右端に、現在の我が国の状況をまとめております。昨年9月に岐阜県での26年ぶりの発生以降、岐阜県に加えまして、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県ということで、6県での発生確認と、これまでに14万4,000頭を殺処分するに至っているという状況でございます。

また、野生イノシシにつきましては、今申し上げました飼育豚での陽性確認が見られている9県に加えまして、石川県、富山県、滋賀県、こちらの県では野生イノシシのみでの陽性確認がなされているということでございます。

それから、次、資料ですけれども、13ページ、42分の13ということで、ここを入力していただいて、スキップしていただければと思います。申しわけありません、42分の14ですね、14ということで、申しわけございません。42分の14ということで入力していただければと思います。ここに豚コレラのOIEステータスの認定状況ということでございます。これは、要するに、世界で豚コレラが、どういう国で発生が見られているかということでございます。ピンク色のところが、いわゆる、発生確認がされている国、それから、ブルーがブラジルとエクアドルとコロンビアですけれども、国の中に一部、清浄地域が含まれているということでございます。日本だけが、現在、黄色で、一時、ステータス停止中という状況になってございます。

それから、次のページをお願いします。15ページ、42分の15になります。

これがアフリカ豚コレラ、これは世界の全体像をイメージしていただければ、ということで、これはもともと、アフリカの土着の、豚、イノシシの病気だったわけですがけれども、ジョージアに2007年に入ってから東ヨーロッパ、また、ロシアということで広がりを見せ

て、アジアの場合は、繰り返しですが、昨年8月に中国に入って以降、アジア地域がもう、全面、赤くなっているという状況でございます。今、東アジアでは日本と台湾が陽性を免れている状況になっておりますので、水際対策の大事さというものも、後ほどご紹介したいと思っております。

それから、42分の17ということで、17ページまでいっていただければと思います。ここはアジアの状況でございます。各国が、昨年ご説明させていただいたときは、8月時点の情報だったので中国だけだったわけですがけれども、取り囲んでいる国が全て陽性が確認されているような状況になっているということでございます。

それから、次のページでございます。18です。42分の18でございます。

予防対策の重要ポイントということで、今日もご議論いただくような飼養衛生管理、また、人の動き、車両の出入り、また、野生動物の対策、こういったものが極めて重要だということでございます。

それから、箱囲みで下段のほうに、飼料に肉を含んだものについては、あるいは、可能性があるものについては十分な加熱が必要。これもこの病気の特徴でございます。豚コレラ、アフリカ豚コレラに共通している対策ということで、これは国際的にも推奨されている取り組みを掲げてございます。

それから、42分の20、20ページまで移していただければと思います。

これは越境性疾病の侵入防止対策ということで、アフリカ豚コレラはまだ海外にいる病気ということですので、国内にまず入れない対策ということで、現在、SNSなどを使って、海外からいらっしゃる方、SNSを利用している方が多いので、こういった中で持ち込めないものの情報発信、また、罰則があるということ、こういったことをお知らせしています。実際に逮捕者も出ておりますので、こういった情報によって抑止力ということで、今、効果を上げているところでございます。

それから、持ち込みを抑制するという意味で、委員の皆様方の何名かは羽田空港で検疫探知犬の実際の探知状況も見ていただきましたけれども、こういった取り組みを関係当局、税関等とも協力して、現在、徹底的に集中的に取り組んでいるところでございます。

また、国内への侵入対策の下段では、地域、あるいは、訪日される方がふえるようなタイミングで、都道府県の協力も得ながら、メディアの協力もいただきながら、こういう情報発信に取り組んでいるということでございます。農家段階の飼養衛生管理のポイントについては、ここに掲げたとおりです。先ほどご説明したとおりでございます。

それから、次のページでございます。

次のページ、具体的な検疫の場での取り組みとして、注意喚起のポスターであったり、バナーを示したり、さらには、直接、職員による口頭質問、また、検疫探知犬、さらに、今日も参考になるように、ということで、消毒マット、通常は入国するエリアに入る前に置いてあるマット、消毒マットを、今日もこの会議室の入り口に置いております。こういったものを全国の空港に設置してリスクを下げる、こういった取り組みをやっているということでございます。

それから、23ページです。42分の23ということで、お願いします。

畜産物の違法な持ち込みに対する対応の厳格化ということで、今年の4月22日から畜産物の持ち込みの厳格化ということで、肉製品、これはハム、ソーセージの類いであったり、また、あと、肉まんのようなものも持ってくる方もいらっしゃいますので、これ、警告書を出して、そういった、持ち込んだ方のデータベース化をして、既に逮捕事例も出ているということで、効果を上げているところでございます。

こういった現行のルールを的確に、実際に適用していくということで、現在、進めているところでございます。

それから、次のページでございます。

次のページ、持ち込まれるものの事例を挙げております。ソーセージがあったり、自家製の餃子があったり、こういった、加工品として流通しているような形のものも一部含まれております。こういったものを、加熱が不十分なものを重点的に検査をかけてございます。

そうした中で、これまでにアフリカ豚コレラの遺伝子が見つかったものは72事例で、そのうち2つについては、生きたウイルスの活性があるものが、感染力のあるウイルスが見つまっているということです。先ほど申し上げたような対策をさらに徹底して、関係機関の協力を得つつ、また、相手国を出る前に情報発信する、持ってこさせない、そういった取り組みも、現在、取り組んでいるところでございます。

次のページにも、これは日本語で、今、表現していますけれども、外国語、中国語、韓国語、また、フィリピンのタガログ語など、そういった各国の言葉を使って、持ち込みはできないということを案内させていただいております。

それから、国際的にも非常にアフリカ豚コレラの関係が重要ということで、42分の27から3ページほど、アフリカ豚コレラ対策について、やはり、1カ国だけではこういった病

気、感染症対策というのはいまよくないケースが、現にアジアの場合は広がりを見せておりますので、国際協力、これは先進国だけではなく、途上国を含めて、ということで進めてまいります。

29ページ、42分の29ページでは、実際に、日本も主催した会議も開いて、発生国を含めて、関係国が参加していただき、また、ヨーロッパの経験が非常に多いものですから、ヨーロッパからも参加していただき、情報共有とともに、やはり、早く病気の発生通報をしてもらう、あと、情報を共有するということの動きを、現在、進めているところでございます。

それから、少し飛ばしていただいて、34、35ページです、42分の35ということで、ご紹介でございます。農場HACCPの取得農場が300を超えてございます。これは、特にこの内訳でございますけれども、ブルーが養豚でございます。養豚農家の方々は非常に、この衛生管理が、やはり、経営にとっても、あと、もちろん、実際の病気の減少、あるいはふだんの慢性疾病の減少など、そういった部分のメリットも非常に感じとっていることが伺われるデータだと思います。養豚、あるいは養鶏の方が、採卵鶏の方々の農場HACCP取得数が非常にふえて、近年、特にふえているということも、あわせてご紹介して、私のご説明にかえさせていただきたいと思っております。

それでは、これから議事ということで進めさせていただきます。

これからの議事進行につきましては、松尾部会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○松尾部会長 議事進行をやらさせていただきます松尾です。よろしくお願いいたします。

それでは、農林水産大臣からの諮問であります議事の1番目、飼養衛生管理基準の見直しについて、に関しまして、議論を進めたいと思っております。

本日は、飼養衛生管理基準の内容に限定せず、飼養衛生管理のあり方全体についてのご議論をいただきたいと思いますと考えております。

それでは、まず、事務局から、ご説明をお願いいたします。

○古庄課長補佐 動物衛生課の古庄でございます。

諮問の内容につきましては、タブレットの参考2のところにつけてございます。内容は飼養衛生管理基準の見直しについて、となっております。

続きまして、タブレットの一番左のところ、資料のほうをおめくりください。

飼養衛生管理基準の見直しに係る今後の進め方（案）でございます。

一番上の行が、本日も対応いただくものですが、まずは、飼養衛生管理のあり方について論点出しをご議論いただきたいと思います。

本日出された論点につきましては、後日、牛豚等疾病小委員会で数回にわたりご審議いただき、また、内容に応じて都道府県知事への意見照会及びパブリックコメントの実施を行った後に、本部会に結果を戻しまして、意見の取りまとめをご議論いただきたいと思います。

そして、本日もご議論いただく論点出しにつきましては、別途、紙ベースで、1枚紙でお配りしてございます。右上に委員限り、と書いてございます、本日もご議論いただきたいと思います。

まず、初めにご議論いただきたいのが、今般の豚コレラ発生農場における飼養衛生管理状況でございます。後ほど、発生農場の疫学調査で確認された飼養衛生管理の状況をご説明いたしますので、その内容を踏まえまして、課題となっている点の共通認識を図っていただきたいと存じます。

次に、目指すべき飼養衛生管理のあり方につきまして、ご議論いただきたいと存じます。我が国畜産の維持発展に向けまして、どのような飼養衛生管理を目指していくのがよいのか、例えば、例のところでございますが、飼養衛生管理の取り組みを永続的に実施していく。また、随時、改善を図り、向上させていくには、どのようにしていけばよいのか。あるいは、施設整備などのハード面、また、日々の消毒の励行など、ソフト面、それぞれにつきまして、例えば、労務負担なども考慮しながら、どういったものを目指していくべきなのか。また、官民それぞれの獣医師の役割はどのようなものが適切なのか。さらには、生産者自身の責任として、どこまでを担うべきなのか。また、関連事業者の衛生管理といったことも論点になり得るかと考えてございます。

次に、飼養衛生管理基準のあり方について、ご議論いただきたいと存じます。

例えば、先ほど熊谷が説明したように、アフリカ豚コレラが近隣国まで侵入している状況、こういった衛生上の環境変化が生じた場合、飼養衛生管理基準はどのように対応させていくべきなのか。また、我が国の豚コレラの発生状況のように、地域間でリスクが異なる場合の対応はどうしていくべきなのか。さらに、規模の大小で経営基盤ですとかマンパワーというところ、大きな違いがございますので、本基準ではどう対応していくのか。こういった論点が想定されると存じます。

最後に、飼養衛生管理基準の遵守徹底のあり方をご議論いただきたいと存じます。

す。

例えば、生産者の自己点検で、基準の徹底を図る仕組みはないのかといった点や、地域防衛として生産者の集まりの中で点検を進めていけないか、といった点がございませう。また、都道府県のチェックについて、家畜防疫員が、直接、農家に立ち入る以外の効率的な手法はないのか。さらには、家畜伝染病予防法に基づき、都道府県知事が行う指示、勧告、命令、こういったスキームを効果的に運用する方法はどういうものか。さらには、その他、例えば、保険設計のように、飼養衛生管理状況に応じて、メリット、デメリット措置を講じていくというのはどうなのか。こういったものが事務局としては論点になるかと考えてございませう。

続きまして、タブレットのほうに戻っていただき、一番左のタブ、資料でございませう。この2ページ目をご覧ください。

豚コレラ・アフリカ豚コレラ対策の強化について、飼養衛生管理基準等の改正について(案)でございませう。

1、今回、改正をご提案することとなった背景でございませう。飼養衛生管理基準は、家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、家畜の所有者が最低限守るべき衛生管理の方法を規定するものであると整理してございませう。

また、家畜伝染病予防法におきまして、少なくとも、5年ごとに再検討を行い、必要があると認めるときは、これを改正することとされております。

それで、現行基準が平成29年に施行されて以降、豚コレラの国内での発生、また、アフリカ豚コレラの近隣諸国での発生による国内への侵入リスクの増加を踏まえまして、これら疾病の発生防止のためには、飼養衛生管理の高度化が最も重要な課題であるとの認識をしております。目指すべき飼養衛生管理の姿、また、義務化対象としての基準のあり方につきましても、ご議論いただいた上で、基準の改正を検討したいと考えてございませう。

また、その下でございませうが、OIEアジア地域アフリカ豚コレラ専門家会合におきまして、食品残渣の飼料利用に際して、適切な規制・管理が重要であるとの考えが合意されたこと等を踏まえまして、食品残渣利用飼料に係る規定につきましても、本基準の改正にあわせまして、飼料安全法関係規則の改正も検討することとしてございませう。

続きまして、ページをおめくりいただいて、右下に3と書いてある、上のほう74分の3と書いてあるページでございませう。

基準等の改正の方針案でございませう。飼養衛生管理基準のあり方、基準遵守のための課

題等に関するご議論も踏まえての検討になると存じますが、現時点で想定している主な改正事項は、以下のとおりでございます。

(1) 衛生管理区域及び畜舎に出入りする人・物品・車両等による病原体の侵入防止措置 (2) 肉を扱う事業所等から排出される食品残渣の飼料利用における適正な処理及び管理 (3) 防護さくの設定等による農場への野生動物の侵入防止措置、防鳥ネット等の設置による畜舎または堆肥舎等への野生動物の侵入防止措置 (4) 他の農場等における伝染性疾病の発生時における、宿舎外における家畜の移動方法の制限最後 (5) 飼養衛生管理に係るマニュアル作成並びに従業員及び関係者への周知徹底

なお、(2)の詳細でございますが、米印の2のところに、適正な処理は国際基準と整合するよう、①の部分、攪拌しながら90度以上、60分以上等の基準に変更していく。また、加熱処理後の飼料について、加熱処理前の原料との間で交差汚染防止措置を講ずることを提案してございます。

最後に、その下、今後のスケジュール(案)でございます。

小委員会におきまして、基準等の改正の方針についてご議論いただき、その議論の結果を家畜衛生部会に報告いたします。

部会から基準改正の方針について答申を得た後、所要の手続を経て、速やかに基準を改正してまいりたいと考えております。

なお、先ほどの飼料安全法関連規則の改正につきましては、農業資材審議会飼料分科会に牛豚等疾病小委員会における議論の結果を報告した上でご審議いただくこととしてございます。

続きまして、次の5ページをおめくりください。

家畜伝染病予防法に規定されている飼養衛生管理基準の関係条文を抜粋してございます。

一番上のところ、第12条の3でございますが、農林水産大臣は、政令に定める家畜について、飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準を定めなければならない、と規定してございます。

また、第3項でございますが、農林水産大臣は、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを改正するものと規定されてございます。

この3項の考え方でございますが、農家での実効性も踏まえまして、本基準の制定当初は最低限の取り組み内容を規定し、その後、改正によって基準の判断内容を明確化するなど、よりよいものにしていくとの思想に立ったものでございます。

したがいまして、今般のアフリカ豚コレラの状況などを踏まえますと、今回、改正していくことが必要だと考えてございます。

続きまして、指導、助言でございます。

12条の5でございますが、都道府県知事は、家畜の飼養に係る衛生管理が適正に行われることを確保するため必要があるときは、家畜の所有者に対し、必要な指導及び助言をすることができる、とされてございます。

さらに、勧告、命令でございます。

都道府県知事は、前条の指導または助言をした場合において、所有者がなお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告することができる、とございます。

また、その勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる、とされてございます。

なお、本命令に違反した場合は、30万円の罰金を処するとされてございます。

続きまして、1枚おめくりいただいて、7ページをご覧ください。

飼養衛生管理基準の制定と改正の経緯を書いております。

平成15年に衛生管理小委員会におきまして、日頃からの畜産農家における飼養に係る飼養衛生管理の徹底を、家畜の伝染性疾病の侵入防止及び発生予防措置の基礎とすることとしたところでございます。

これを受けまして、平成16年、飼養衛生管理基準が、初めて制定されております。

その後、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の重大疾病の発生を受けまして改正を重ね、最終的には平成29年を最後に、現行の基準となっているところでございます。

続きまして、8ページをおめくりください。

飼養衛生管理基準、平成16年制定当初のものを提示させていただいております。このときは、牛、豚、鶏に共通のものとして10項目を規定しているにとどまっております。

続きまして、次の9ページをご覧ください。

こちらは、現行の飼養衛生管理基準でございます。

先ほどの、牛、豚、鶏に加えて、馬の基準も加わっておりまして、現在、畜種それぞれに、個別の飼養衛生管理基準が規定されております。また、その内容も、項目数も、豚でいえば、先ほどの10から25までふえまして、その内容もより具体的になっているという状況でございます。

続きまして、15ページ、豚コレラの疫学調査に係る中間取りまとめをご覧ください。

ページのずっと下のほうですが、調査結果がございまして、一番下にアンダーラインがございまして、2018年の国内発生例で分離されたウイルスは、中国、または、その周辺国から侵入したウイルスであると推定されるとされてございまして。

続きまして、その下、(2)でございまして、分離ウイルスの病原性解析でございまして。感染試験の結果、今回分離されたウイルス株は、病原性が強毒株よりも低いことが確認されております。また、その下の下線部でございまして、豚よりもイノブタで症状が強く発現しております。

続いて、(3)ウイルスの免疫学的性状分析でございまして、現在、流行している豚コレラウイルスに対し、備蓄ワクチンの効果が期待できる、とされてございまして。

その下、(4)の侵入要因でございまして、ずっと下へいっていただいて③の部分、海外からイノシシ群にウイルスが侵入し、それが1例目の発生農場に伝播した可能性が高い、とされてございまして。

続きまして、17ページ、次のページに移っていただいて、(5)発生農場及び豚舎への侵入要因でございまして。上から3行目、農場へ侵入したウイルスの由来については、ほとんどの例で、感染野生イノシシ由来とされてございまして。

その下、しかしながら、愛知県田原市の5例では、近隣の発生農場由来のウイルスと考えられる、とされてございまして。

さらに、その4行下でございまして、比較的離れた地域からウイルスが運ばれた可能性が考えられるとされておられ、その下、3番の提言につながりますが、②の部分、そのため、その必要な対策として、②野生動物対策では、防護柵の設置、防護柵周囲への消石灰の散布等を徹底する必要。また、豚舎内のネズミの駆除や、豚舎の開口部への防鳥ネットの設置ということが提言されてございまして。

また、③のところ、農場や豚舎の出入り口付近や周辺の消毒、出入りする車両の洗浄・消毒を徹底する必要とございまして。

さらに、④でございまして、豚舎間や農場間で豚を移動させる場合、消毒可能な移動用のケージを使用する等により、直接、地面を歩かせることは避け、やむを得ない場合、次のページでございまして、場合には、事前に通路を十分に洗浄・消毒する必要とございまして。

その下、⑤でございまして、感染イノシシが確認されている地域におきましては、イノシシが接触している可能性のある飼料を供さないよう留意すべき、とございまして。

その⑥を飛ばして、⑦でございますが、括弧内の沢水や川の水等ですね、こういったものは飲水や豚舎の洗浄用水としての使用は避け、やむを得ず使用する場合は、消毒の実施と消毒薬の濃度の管理を徹底する必要があるということで、こちら、疫学調査の結果が提言されてございます。

補足として、次の19ページに横表がございます。

一番右側の列に豚舎内への侵入ルートについて分析されてございます。各事例、重複した部分もございますが、それぞれ申し上げますと、最初の1例目、一番上の行につきまして、野生イノシシからの直接伝播、あるいは、人による持ち込み、あるいは、野生動物による持ち込みというものが、イノシシ以外ですね、推定ルートとして提案されてございます。

続きまして、4例目、4行目でございますが、飼料（野菜）による持ち込みが推定されてございます。

続きまして、6例目、豚舎間の豚の移動時の持ち込み、母豚を歩かせての移動というのが推定ルートとして提示されてございます。

続きまして、8例目、物（離乳豚の運搬用手押し車）による持ち込みが推定されてございます。

続きまして、1枚おめくりいただいて、20ページの表をご覧ください。

一番上の行、11例目でございますが、沢水による持ち込み。

その下、ずっといって19例目、給餌車による持ち込み。こういったことが侵入ルートとして、疫学調査の結果として提案されてございます。

続きまして、ページをおめくりいただいて、22ページ、青い、上のほうに、農場における豚コレラ対策というページをご覧ください。

ご覧いただきたいのは、下のほうの黒いポッチが書いてある表でございますが、発生農場の飼養衛生管理状況をあらわしてございます。これ、いずれの農場でも、何らかの飼養衛生管理上の穴が認められてございます。

なお、注意点でございますが、左側に8項目、1番、2番の下にございますが、飼養衛生管理基準による義務とされている内容だけでなく、豚コレラの防疫のために推奨される項目も組んでおりまして、基準に限定せず、飼養衛生管理として必要なものに対して穴があったのかどうかということで、こちら、丸バツ表といいますか、こちらの表をつくらせていただいております。

こういった飼養衛生管理の現状を踏まえまして、次の23ページでございますが、国として、重ねて何回か通知を出しております、この23ページの通知につきましては、飼養衛生管理に係る具体的な対策を提示させていただいており、こういったことを繰り返し実施させていただいております。

内容についても、少し、ご紹介させていただきます。

1枚おめくりいただいて、右下23ページでございます。

I、豚及びイノシシの場合というところでございますが、その1、適切な衛生管理区域の設定につきまして、2行目のお尻のところ、農場内の敷地の全てを衛生管理区とするべきということで、提示させていただいております。

続きまして、2、衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用でございます。

2行目の右の部分、衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、交換前の衣服及び靴の汚れが交換後の衣服及び靴に伝播するのを防止するよう徹底すること、とさせていただきます。

また、一番下の部分でございますが、靴の底などは、ふん等の汚れを十分に洗浄した上で消毒槽で有効な消毒時間浸し消毒することとしてございます。

続いて、24ページをおめくりいただいて、上の部分の右側でございますが、野生動物による病原体の侵入の危険性が考えられる地域においては、4行目、畜舎ごとに畜舎専用の衣服及び靴を設置し、使用することとしてございます。

続きまして、3番の部分、衛生管理区域以外の区域で使用していた器具、重機等は、その下の右側でございますが、十分な水洗いを行い、適切な消毒を行った後、衛生管理区域内で使用することとしてございます。

続きまして、下のほう、5番をご覧ください。

右側の部分、野生動物による病原体の侵入が考えられる地域においては、下の部分、農場周辺における電柵、ワイヤーメッシュの設置、畜舎における防鳥ネットの設置、畜舎の壁、窓等の破損の修繕など、畜舎外でのえさこぼしや死体の放置などがないように徹底する、ということで提案させていただいております。

最後に、28ページをおめくりください。

こちらが、家畜防疫員、県の職員が農業指導をするに当たりまして、指導内容の目合わせができるように、飼養衛生管理基準の指導の手引きを発してございます。

内容は十分にわたりますので割愛いたしますが、各項目について義務とする範囲と、推奨内容としている範囲を、明確に記載しているところでございます。

私からは以上でございます。

○松尾部会長 ありがとうございます。

それでは、本件について、委員の皆様から、ご意見、ご質問を承りたいと思います。

この時間が十分に議論していただきたい、もう約50分ぐらい時間をとっていますので、多数の意見をいただきたいと思いますので、よろしく、お願いいたします。

○小倉審議官 すみません、説明が長くて。

まずは、今、ご説明したとおり、いろんな手は尽くしてきたんですけども、実際に発生農場を見てみると、やっぱり、まだまだ、問題がいくつかあって、ということで、改善をしていかなければいけないということで、これはまず、最初のほうでご説明しました、委員限りでお配りもしていましたけれども、本日ご議論いただきたい論点ということで、少しご意見をいただければいいのかな、それでいいのかな。そのあたり、まずは、その目指すべき飼養衛生管理のあり方あたりから、忌憚のないご意見をいただければ、我々、ありがたいと思います。

○筒井委員 ここの一つの例として、官民獣医師の役割分担のあり方とかということが書かれているんですが、やはり、その実効性を担保するときに、具体的に、今の家畜保健衛生所の獣医さんだけで本当に手が足りているのかというところ、何回か、私、申し上げたことがあると思うんですけども、例えば、今、動物看護師ですか、こういった資格ができてくる。その中で、小動物という話は聞いておりますけれども、何か、そういう家畜保健衛生所の獣医さんだけでは足りない部分を、何か、ほかにできるような仕組みという、実効性を担保する上で、助言できるような仕組みというのは何か考えられないのかなというふうには、ずっと思っているんですが、その点はいかがでしょうか。

○小倉審議官 ありがとうございます。

少し中で話をしている分には、最近、養豚の世界は、結構、管理獣医師さんがあちこちの農場に出向かれています、ということで、大分出てきましたので、逆にいうと、そういう方々の活動とうまく連携して、例えば、そういう方々の普段の日常的な業務の中でのチェックというんですかね、実態把握みたいなことを、家畜保健所のを聞かせていただいて、それを、いわゆる、家保のチェックのかわりにするというんですか、置き換えていくみたいなことで、うまく、そういう民間の取り組みと、家畜保健所、行政のやる取り組みとうまく連携させて効果的にできないかなというようなことを、ちょっと、中で議論しているんですが、その辺、何かまた、実際、現場で経営をされている立場で何かあればご意見い

ただければと思います。

○日高委員 これは衛生管理基準のやつ、もちろん、養豚農家に対してのやつだと思うんですけども、大変、細部にわたって細かく書いてあるというか、あの岐阜県の反省のもとに書いてあるわけですけども、何か、大変難しい、ハードルが上がったのはよくわかるんですけども、やはり、それぞれの養豚場で取り組み方、大きいところ、小さいところ、いろいろございますので、そのあたりの問題というのを、アドバイスは、もうちょっとやってほしいというか、確かに、豚コレラ、アフリカ豚コレラから守ることは大事なんですけども、少しハードルが高い部分を、どういうふうにして国で埋め合わせていくかということ、ハードの面も含めて、もう少し、よろしくお願ひしたいなと思っているところなんですけれども。

それともう一つ、今回のやつで、やはり、養豚場の飼養管理基準と別個に、それを取り巻く環境を、屠畜場とか飼料運搬車とか、えさ工場、もろもろ、あるわけですけども、その辺を含めたものが、やはり、書いていない。平準処理も含めて、養豚に関係するその周りの人たちが、ものを、そのあたりも、やはり、規制していかないと、人を介して、車を介して、もろもろ書いてあるんですけども、そこあたりが全然議論されていないような気がするんですよね。あくまでも養豚場、養豚農家のことばかりをされていて。

それから、今、以前の飼養管理基準もそうですけれども、過去のいろんな伝染病があったときもそうなんですけれども、とにかく、そこができていないところを見つけて、それを原因の中に持ってきているような、が見られると思うんですよね。原因を究明するためにですよ。究明することありきで、何か、粗を探して、そして、こうなんだよ、ああなんだよということが今までの過去の例を見ていると、今回の豚コレラもそうですけれども、あると思うので、そのあたりも含めて、やはり、どうすればいいかという議論を、もうちょっとしてもらいたいと思います。

先ほどから言うように、できる、やらなくちゃいけないんですけども、なかなか、そこあたりをどのように、国として誘導していってもらえるかということ、もうちょっと議論してほしいと思います。

○松尾部会長 里井委員。

○里井委員 今の日高先生のに少し重なる部分もあるかと思うんですが、このように、何かが発症したというのは、いくつか段階があると思うんですね。やはり、未然に防げていたか、それから起こってしまったときに、どう対応するか、その後どうであったかという、

その段階の流れにおいて、やはり、未然に防ぐということは非常に重要だと感じています。

その中で、ちょっと、私もざっと資料を拝見させていただいて、例えば、21ページで農場における豚コレラの対策、飼養衛生管理の徹底ということで一覧の表を見させていただきました。Aからずっと、いろんな方の現状況、この現状況の把握というのは非常に重要じゃないかなと思う一方で、例えば、その起きた要因については、結果、いろんなポチがぱっとついているんですけども、例えば、何が一番、結局、どれが原因になっていたのかとか、このポチの数の数字があるだけでも、非常に、ぱっと見たときにわかりやすいのかなと思いました。

具体的に、まず、何をすればいいのかということが、表でもそうですし、情報でもそうですし、ストレートにわかるように伝えられたほうが、対策や対応というのはスムーズにいけるのではないかなと思います。

非常に、この発生問題におきましては、時間の情報もそうですし、スピード対応というのが非常に重要になってくるのではないかなと思ったときに、やはり、情報を共有する際の見やすさ、わかりやすさという言葉遣い、色使い、こういったものは非常に、今後も重要になってくるのではないかなと、少し感じました。

また、起こってしまった後というのは、私は消費者の一人でもあるんですけども、間違っていたり誤解をしたまま過ごしている方もいらっしゃるような気がしますので、そういう、起こってしまった後の対応というのも、国からの呼びかけといたしまして、始終、最後まで徹底していただけたらなと思っております。

以上です。

○松尾部会長 事務局から、いかがですか、今の。

○小倉審議官 ありがとうございます。

里井委員のお話のほうからすれば、わかりやすく、この結果を伝えていくということであると、少し、疫学チームのチーム長もいらっしゃいますけれども、どういうことが一番大きな要因になったのかみたいなことも、引き続き、解析をしていただくことになっていきますし、そういう意味では、あれもこれもできたら、ではなくて、やっぱり、ここが一番の重大なポイントかなというようなことは、やっていきたいなと思いますし、また、本当に起きてしまった後も、丁寧にフォローしていきたいというふうに思います。

あと、日高委員のお話がありました。実は、私どもも何か、よくくたびれるというような話を聞いておりまして、なかなか、これをきちんとやるのは大変なんだという話があっ

て、それはハード面で何かカバーできるのか、それから、かわりの、何かこういうやり方もあるよという提案をするのか、少し、小まめな指導も、実際問題は必要なのかな、基準もそういう書きぶりが必要なのかなというふうに思います。

あと、出入りの業者さんの話については、私どもも、やっぱり、そのような指摘をあちこちから受けておりまして、少し、今の法律の中ではこういうことを守らなきゃならないという規定はないんですけれども、少し、そういう制度面も含めて、考えたいと思います。現状は、重々、関係業界にもいろいろなご指導、お願いを要請しておりますので、やっているつもりではありますけれども、もう少し、制度的なことも考えていきたいなというふうに思います。

○松尾部会長 そのほかに、ございますか。

○津田委員 豚コレラに関して、今、疫学調査チーム長として疫学調査をいろいろやっているわけですが、今、日高委員からも発言がありましたように、別にあら探しをしているわけではなくて、やっぱり、その原因としてどこにあったのかということのをいろいろ突き詰めていきますと、いくつかあると思います。

一番大きく、まず、その前に、ちょっとお話ししたいのが、鳥インフルエンザというのがありまして、これが過去には、過去というか、十数年前まで非常に爆発的な流行があったりしたんですけれども、現在、養鶏場をいろいろ回ってみますと、非常に、ハード面にしてもきちんとしている。要するに、野鳥からの侵入防止対策というのがほとんど取られている。あるいは、もう見ただけで、ああ、これはしっかりしているなと思えるような状況になってきています。

これは、やっぱり、業種の問題だと思うんですけれども、鳥の場合は、比較的、施設できちんと入れてしまえば、あとは出荷まで、そのままということもあり、なかなか、外との接触が少ないものですから、かなりハード面できっちりすればクリアできるという部分もあり、現在、その、国内での発生がない状態が続いているわけですが、一方で、豚の場合は、どうしても成長に伴って豚舎間の移動があったり、それから、えさの移動、あるいは出荷があったり、堆肥の出荷、あるいは、死廃獣の所有とか、さまざまな形で、いろんなところが絡んできます。

そのために、鳥のように、完全にハードだけで封じ込めるわけにはいかないという現実があって、実際に、今回の豚コレラの発生を見ますと、確かに、ハード面でかなりしっかりしているところがあって、これは飼養衛生管理基準、現在の基準からいっても、ほとん

どミスはなかろうというところでも、やっぱり発生している。原因はどこにあるかという
と、やっぱり、どうしても細かいところなんですね。要するに、ソフト面で、きちんと、
物はあるんだけど、それがちゃんと徹底していたかどうかというところと、それから
もう一つは、人数ですね。やっぱり、頭数も多くなりますと、当然、作業員の方もふえて
きますので、その人たちがみんな同じ水準で、同じことをやればいいんですけども、ど
こか一カ所でも穴があれば、そこから侵入していってしまうという状況があって、なかな
か、その飼養衛生管理基準で定めているところ、割とハード面はチェックしやすいんです
けれども、そういった、日常のソフト面について、もうちょっとチェックできる、あるい
は、そこを向上させる、あるいは、そういったところを意識づけをさせることができない
かなというのを、ちょっと思っているところです。

実際、私はバイオリスク管理アドバイザーをやって、微生物のバイオリスク管理をやっ
ているんですけども、その中で、一応、考え方としては、まず、ハザードの特定という
のがありますね。この場合、要するに、何がハザードかという豚コレラ、アフリカ豚コ
レラというハザードがあって、それが、じゃあ、侵入するリスクというのはどこにあるか
という、先ほど、日高委員もおっしゃったように、農場によって、農場の飼育形態や、
あるいは地域によっても、全然、リスクが違って来るんですね。

例えば、今回も、イノシシがいる地域は、そのイノシシから直接入ってくるリスクが非
常に高いですけども、例えば、一方で、そのイノシシの感染イノシシが確認されている、
離れたエリアでは、むしろ、イノシシからのエリアよりも、そういった運搬車両とか、付
属する畜産関係車両での侵入のリスクが高いというふうに、やっぱり、リスクの捉え方も
違いますし、そのリスクに合わせたコントロールですね。飼養衛生管理基準に書かれてい
るところだと思うんですけども、適切なものを、リスクに合わせて選択しないと、それ
こそ、全てを100%やると、本当に疲れてしまうというのがあるって、そのリスクの分析、
それから、そのリスクをコントロールするための手段を、どのように効率的に組み合わせ
ていくかというところが、一番、指導のポイントになっていくかと思うんですね。

現在、そのチェックリストがあるんですけども、確かに、チェックリストでは、ある
ことはチェックできますけれども、それが実行されているかということはチェックされて
いないんですね。ですから、そこをやっぱり、うまくできるようなシステムがないかとい
うのが一つの、書き込めないかというのが一つです。

それから、もう一つは、実際に農家の方々が、要するに、農場の方々がやっているとき

に、特に、養豚の方々については、なかなか、集まる機会がないというところもあって、やっぱり、そういった情報の共有とか、お宅がどうやっているかということの情報共有の場が少ないような、ちょっと、気がします。そういったところを含めて、とにかく、従業員の方も含めて、そういった情報交換の場をつくるようなシステムができないかな。要するに、最新のリスク情報ですね。そういった情報ができないかなという気もしているんですけども、その辺がなかなか、この中に盛り込むのは難しいかもしれないんですけども、もうちょっと、ハード面だけではなくて、そういったソフト面、それから実行面で、あるいは、もっとうまくできないかなということをちょっと、今、考えているところなんですけれども、ちょっとまだ、具体的に、こういったのが出ていないんですけども、何か出てくればいいのかなど思っているところです。ごめんなさい、まとまりがなくて。

○松尾部会長 ありがとうございます。

今、今日の論点であります、2つ目の飼養管理基準の運用は正しいかとか、3つ目であります飼養管理基準のチェックとか指導のあり方という部分なのかなと思います。

ここまで含めた中で、再度、意見、いただきたいなと思います。

○佐藤委員 最後のほうの遵守徹底のあり方というところに関係してくると思うんですけども、飼養衛生管理基準の非常に細部にわたって決めることは、もちろん、基本的に重要なことだというふうに考えていますけれども、やはり、非常に細かいということで、どのくらいの中身が実際の農場の、先ほどもありましたけれども、そこに雇用される方々まで、どうやって伝えていくかというのは、非常に重要だと思うんですね。

そういう意味からいって、この飼養衛生管理基準のもとがあって、それをかみ砕いたものというか、そういったものを段階的につくって行って、農場の、その従業員の方一人一人がわかるような形にしていく。先ほど、津田委員がおっしゃったように、チェックリストも、単にチェックリストだけではなくて、ちょっとイメージ湧きませんが、チャートのようにして行って、全員がチェックするような形とか、だから、ちょっといろいろ、今回の豚コで飼養衛生管理基準の遵守が重要だというような言葉をよく聞くんですけども、飼養衛生管理基準の遵守という言葉自体も非常に難しい言葉だと思っているんですね。

そのあたりのところを、家保の先生たちもご苦労されているところだと思うんですが、どのくらい末端まで行き届かせるかという、そういった工夫というのが、やはり、重要になってくるのかなというふうに考えています。

○小倉審議官 ありがとうございます。

確かに、今、基準だけが何かひとり歩きして、基準の解釈はこうだみたいなことはしっかりと取り組みをしているんですけども、今の現場に、どう普及させていくかとか、どう理解していただくかという部分が、いろいろ工夫が必要で、今回、いろいろ、チラシ、手引きだけではなくて、動画もつくっている。その中で、なるほどと思っているのは、私どもの取り組みの中で、実際にウイルスから見た衛生管理というんですか、ウイルスがどうやって入っていくのかみたいなものを動画化しているんですけども、そうすると、例えば、何でフェンスが必要なのかとか、何で消毒が必要なのかとか、何でこういうことをしなきゃいけないのかというのがご理解がいただけて、また、その辺がきちりできれば、また、次の応用動作にも、これができなかったら、じゃあこれをやったらいいやとか、そういうことにもつながっていくのかなと思って、ちょっと、そんな工夫は、今、させていただいている途中ではあります。

○松尾部会長 ありがとうございます。

ほかに、ご意見。

日高委員、お願いします。

○日高委員 この飼養管理基準というのは、例えば、今、豚コレラが出ている地域と、そうじゃない地域の中で、外を、豚を歩かせないとか、そういうものの区別というのは、するんですか。もう、これは全部、例えば、この豚を外を歩かせないということも、これは、今度、飼養管理基準の中に入ってくるんですか。ちょっと質問なんですけれども。

○古庄課長補佐 もちろん、これまではそういった区分けはないんですけども、今回、この議論も踏まえまして検討していきたいと考えております。その発生した地域のみにやるような対策を新たに、今度、飼養衛生管理基準に組み込むということについて検討したいとは考えております。

○日高委員 それはもう、全部に、柵の話ですよ。柵もこれ、今度、入ってくるわけですよ、管理基準に。例えば、北海道なんかはイノシシ、いないですよ。それと、町中にもイノシシいないですよ。そこも全部含めても、結局、日本で養豚をやる人たちは、そういう危険性があるだろうが、なくても、全部、やっていこうということなんですよね、今度の改正の管理基準というのは。

○小倉審議官 ありがとうございます。

まさしく、そこがご議論していただかないといけないなと思っているところではあります。ご指摘のあった今回の豚コレラで感染イノシシがいるエリアでの発生している農場さ

んの対策と、それから、少し離れたところ、飛び火をしたところでの農場の対策というのは、やっぱり、違って当然というんですか、一応、注意しなきゃいけないポイントが変わってくると思いますので、その辺、ちょっと、どんな形で、これ、義務になりますので、基準に盛り込むと。どういう形でやるのが合理的なのか、というのはご議論いただきたいと思います。

例えば、今の柵の話ですけれども、実は、今、先行してアフリカ豚コレラの問題もあるものですから、補助事業を、今、全国で展開しております、とにかく、この豚コレラだけではなくて、アフリカ豚コレラも意識して、全国で、ということなんですが、今、日高委員がおっしゃった、北海道でもやるのかということですが、この補助事業の中では、北海道は取り組まないことになっていきますので、だから、基準のほうも同じように、ということではないんですけれども、それも一つの整理の仕方かなと思います。

○神井審議官 まさに、日高委員からご質問いただいているとおり、この衛生管理基準ということにいたしますと、法律上の義務が生じる。義務ということで、どの程度の設定にするかということ、今日、さまざまな論点を委員の皆さんから出していただいて、小委に持って行って、また、詰めていただくということになるんですけれども、さまざまな論点の中には、ここの委員の先生方のお手元にあるように、リスクの異なる地域間の運用のあり方とかと書いていますけれども、まさに、その点についても論点になり得ると思ったので書いております。

ここの論点の中で、目指すべき飼養衛生管理のあり方、と書いているところと、飼養衛生管理基準のあり方、と書いて、書き分けておりますのは、やはり、義務づけ以外にも、やっぱり、こういうことをやっていただかなきゃいけないとか、先ほど、委員の先生方から出ている中でも、関連事業者の範囲までカバーしないと意味がないじゃないかとか、その時代に合わせて取り組まなきゃいけない部分が、おのずとあると思いますので、今日は幅広に論点いただいて、その中から、やっぱり、義務できっちり位置づけていくべきところ、それと、いや、それじゃなくて、それを義務以外のところで、皆さんに周知して行って、皆さんが、例えばさっきの話で、リスクアナリシスをちゃんとやって、みずからPDCAを回していただけるような、そういう取り組みをもっとやらなきゃいけないんじゃないかという部分、あるいは、最新の情報を周知するために、環境がないとルールを幾ら立派につくっても守れんじゃないかという、そういうのもトータルで、今日は論点を出していただいて、それを専門的なところを、またちょっと詰めて、ご議論いただいて、基準、

義務で受けるところは、基準、義務で受け、そうじゃないところで課題としてやらなきゃいけないということは、また、ご意見を委員の皆さんからいただいて、私どもも、それを真摯に受けとめて進めていくというような感じで思っていますので、まさに、日高委員のご懸念の、地域差はどうするんだという話は、その中の一つの論点になり得ると思っておりますので、ここでもご提示させていただいているというようなことでございます。

○日高委員 その地域差というものも、やはり、豚コレラを考えると、ある程度地域差もあっていいのかなと思うんですけれども、今の現状として、アフリカ豚コレラの場合は、やはり、地域差というのとはなく、問答無用の感じが、今、特にしていると思うんです。そこあたりはちょっと矛盾があると思うんですけれども、それともう一つ、この取り組みの持続的な向上のあり方と、飼養規模の大小に対する運用のあり方というのが、やはり、これ、大変大きな問題になると思うんですよね。

ですから、やはり、ここあたりも含めて、それと、自己点検のあり方ということでもありますけれども、この飼養管理基準を点数化するというのがなかなか難しいと思うんですけれども、バイオアセットという民間のところやっているのが点数化している部分があるんですけれども、それは飼養管理基準じゃなくて、豚の衛生とか、そういうもろもろにした点数制のがあるんですけれども、そういうのも一つ参考にしたら、目に見える、先ほど、この岐阜、愛知のやつの確認状況なんかでもですよね。やはり、じゃあ、このポツの中のどれが原因だったかということは特定できない部分がありますよね。ですから、そこあたり、確かに難しいと思うんですけれども、ある程度点数化して、養豚農家も目に、自己採点のときに、ある程度、把握できる。じゃあ、どこが足りなかったところが議論できると思うんですよね。その配点というの、重要性によって違ってくると思うんですけれども、そういうのも取り組まれると、自分たちで見える部分が出てきたときに、また、養豚農家の取り組み方が違ってくるのかなという気がするんですけれども、いかがでしょうか。

○小倉審議官 そうですね、基準そのものというよりも、その運用といいますか、普及の、少し、方策としておっしゃっている点数化をする、自分が、今、各農場と比べたときにどういう状況になっているのかというのを実感していただくということでは、有効な方法だと思います。まさしく、その普及の方法とか、このチェックのあり方みたいなところと、少しまた、そういう議論を深めていただければと思います。

○松尾部会長 筒井委員、お願いします。

○筒井委員 ちょっとこれ、飼養衛生管理、そのものから外れるかもしれないんですけども、かつて、地域で自衛防疫組織というのが昔はあったというふうに思うんですが、今、現状、ちょっと、私はどうなっているかよくわからないんですが、やはり、地域での取り組みというのは、ある意味では、こういった感染症対策においては一つ重要なキーワードかなというふうには思っています。

恐らく、私の記憶では2000年、2001年でしたっけ、口蹄疫がイギリスで大流行したときに、やはり、最後の決め手になったのは、地域単位での、いわゆる防疫活動、いわゆるボランティアの防疫活動だったというふうなお話もありましたので、現在、それが、その仕組みとしてどういう仕組みが動くかどうかというのは、全く、私もアイデアはないんですけども、少しその点、そういう観点も、一つ、重要な観点かなということで、一つ、論点整理と、論点として挙げさせていただきました。

○松尾部会長 ありがとうございます。

もう少々時間がありますので、もう少し。

○日高委員 今、筒井委員がおっしゃった自防ですね。あれを、国は把握していないんですか。昔は、筒井委員が言われたように、自衛防疫という組織があって、先ほど、津田先生ですか、言われた、養豚農家に対する啓蒙というか、集まることがないというのは、やはり、昔は自衛防があったから集まる機会があったんですけども、これは宮崎の例なんですけれども、ほとんどないのが実態ですよ。だから、そこあたりを、国がどう考えているか。

先ほど言われた飼養管理基準を啓蒙して徹底していくためにも、やはり、皆さんにレクチャーしていかなくちゃいけないんですからね。基本的に、自衛防というのはワクチンを打つことによっての、昔、豚コレラワクチン、単独のワクチン、だから、自衛防があったんですけども、また、そういうのがもうなくなったものだから、消えていますよね、地方では。そこの問題だと思うんですけども。

○小倉審議官 ありがとうございます。

今、日高委員おっしゃったとおり、歴史的にいうと、かつてはワクチン事業を中心に、自衛防疫組織ができ上がっていて、また、その中で、こういう衛生管理も含めて、いろんな普及がなされたいというふうに記憶しています。

ワクチン事業がかなり、今、縮小されているものですから、各地域、昔でいうと家畜畜産物衛生指導協会が各県にあって、ということですが、今は畜産会とか、いろいろなとこ

ると統合する形になっていますし、あと、地域の市町村の協議会があるはずなんですけれども、自衛防疫の協議会が今でもつくっていただいておりますが、その活動が活発かと言われれば、そうではないというふうに認識をしています。

でいいのか、ということなのですが、私ども、その補助事業の中で、そういう地域ぐるみの取り組みというのは推進するような枠組みも、今も、つくってやってはいます。ただ、実態はそういうことですので、例えば、今回の豚コレラの例で、愛知県の田原のほうに向いて、まさしく、そういう講習会を始めたら、まさしく、地域で、また皆さん、生産者の方がお集まりになって勉強会を始められるようなこともありましたので、例えば、そういう取り組みを、またもう一回立ち上げていく、活発にしていくというのも必要なツールだと思います。

海外の例を聞きますと、官がやっているのではなくて、生産者サイドがやっているような話も聞きますので、こういう飼養衛生管理のレベル向上を。そういう意味では、上手に連携をしながら、そういう活力も使いながら推進できたらと思います。

○松尾部会長 中島委員、お願いします。

○中島委員 飼養衛生管理基準と飼養衛生管理のあり方の位置づけの話が出てきていますが、けれども、平時対応と発生時対応というふうに分けると、今、お話を、議論を伺っていても、飼養衛生管理基準のほうは日常的にできることが何といても大事だということであるのかなと思います。

先ほど、事務局から発生時対応を、この飼養衛生管理基準の中にどう入れ込むかに関しても、今、検討中というお話でしたが、発生時対応の内容を飼養衛生管理基準の中に落とし込むと、維持可能なのか、という議論が出てくると思うんですね。どうしても平時対応、飼養衛生管理基準がなじむのは平時対応ではないかというふうに思います。もちろん、こういう豚コレラが発生して見えてくる、今の飼養衛生管理基準の問題点というのがあって、その中からは、今後、アフリカ豚が入ってくる可能性も備えた基準のあり方、ちょっとハードルが上がってくるというところがあるのか、とも思いますが、その飼養衛生管理基準としては、やっぱり、平時対応、ふだん、できるべきこと、ふだん、やっておかなければならないことというのをベースにして考えていくというのがなじむのではないかなと思います。

発生時対応に関しては、これまでわかっている豚コレラの発生の危害分析、問題点を反映したものでつくっていくことになろうと思いますが、今後、さらに新たな問題点が見えてくるかもしれない。そういうものに関して柔軟に対応するためには、発生時対応の考え

方は、少し、飼養衛生管理基準というところからは切り離して考えて、そのときそのときの状況に柔軟に対応したものに持っていくというようなすみ分けのほうが大事なのではないかなというふうには思います。

その中には、発生時に現場でキャパシティーがどうしても必要になりますので、その支援であったり、先ほどの検査体制の確保とその支援とか、対応する方々のボランティアの活用だとか、いろんなところが新たに出てくると思うんですね。そういう発生時のキャパシティーの増加に対応するようなところも、どちらかというところ、発生時対応の中で整理していただいて、飼養衛生管理基準は、むしろ、今の状況の中で平時でできるものをベースにして考えるのがいいのではないかなと思います。

○松尾部会長 ありがとうございます。

今の中島委員の話であれば、今回の議論する部分というのは平時対応の部分という形でよろしいでしょうか。

○中島委員 よろしいと思います。

○松尾部会長 はい。平時対応の議論という形で、意見、いただきたいと思います。

○日高委員 この官民獣医師の役割分担のあり方というのは、どのように考えられているのか、お聞きしたいんですけれども。

○小倉審議官 少し、先ほどお話ししましたけれども、管理獣医師さんとか、結構、今、養豚の世界も一般化されてきたので、例えば、そういう先生方と各農場の情報について、行政のほうもいろんな配慮は必要ですけれども、共有をさせてもらいながら、先ほど、筒井委員からお話があったとおり、その家保のマンパワーの限界のある部分を埋め合わせていく、また、そういう、連携でいろんな活動の効果を最大化していくようなことができないかなというのは、ちょっと、イメージをされていて、具体的には、農場ごと、ついでに獣医師さんとのコミュニケーションをもっともっととって行って、というようなことをイメージはしているんですが。

○日高委員 別に、牛豚等疾病小委員会が、結局、案をつくるわけでしょ。そこに民の獣医師さんも入れて議論するというところもあるということですか。そこまでは考えていないということですか。

○小倉審議官 議論の場に、例えば、ご参加いただくことは、それは仕組み上は可能です。もし、そういうのをぜひぜひ聞くべきだということであれば、検討したいと思います。

○松尾部会長 そのほか、ご意見、いかがでしょうか。

○小倉審議官 ありがとうございます。

大分、我々、少しご意見をいただきたい論点について、かなりの部分、意見をいただいたんですけども、ちょうど、最後にあります、この指示、勧告、命令の発動のあり方ということで、実は、こういう仕組みができてから、もう十数年たつんですけども、実は、この指示、勧告、命令、発動されたことがないというような現状にあります。多分、その現場で、実際に農家さんを目の前にして、それはなかなかやりにくい、踏み切れない部分があるんだと思いますが、これについて、少し、今回は牛豚ということですけども、今日は養鶏も牛も経営者の方が来ておられますので、その辺についても、ちょっと、全体の運用としてご意見いただけたらと思いますが。

○齋藤委員 私の場合は鶏ですので、実際、うちでも鶏を飼っている生産者なんですけれども、先ほど鳥インフルエンザの件が出たんですけども、やっぱり、自分たちも、当然、出しちゃいかん、人が、要するに抱いてはいかんという意識はみんな持っているので、やっぱり、浅田農産の事件以来、もう十何年たつんですけども、我々の業界としても、正直いって、ちょっと自信が出てきたというのが、インフルエンザに対しての対応が、そういうのはやっぱり、自衛防疫、自分のところの意識。やっぱり、早目にそういう状態になっただけ、意識はやっぱり、養鶏農家の強いと思うんです。

指示、勧告、命令の件に関しては、やっぱり、あまり高圧的に、上からよりも、やっぱり、養鶏、鳥インフルエンザがかなりおさまっている状況を考えると、やっぱり、それ以上に生産者の意識を、どう思っているかのほうが、僕は大事だと思っています。上から目線じゃなくて。

○松永委員 今回、初めて参加させていただきました。

私は牛のほうしか、よくわからないんですけども、今日、聞いていてびっくりしたのは、僕は、畜産振興課のほうでいろんな委員をやっているんですけど、その中では必ず、牛の、結局、低コスト化による放牧をしろとか、養豚でも放牧養豚ってあるんですよね。そういうのを、この中で基準のあり方でいくと、全て、ここではだめ、振興課ではやりなさい、低コスト化で、休耕田の利用のため、あるいは、荒地をきれいにするために、豚でも牛でも放牧をなさいという、そういう方向性が出ているんですよね。

そこの部分の統一性が一切ないな、というのが感じたのと、この指示、勧告、あるいは、都道府県のチェックのあり方、これに対しても、僕もすごく大きな不安があるんですけども。

今回の豚コレラにしろ、その前の宮崎県での口蹄疫にしろ、一番最初のほうなんですよね、県の牧場が出るのが。県がして合わないものを何で農家に強く指導するのか、命令するのか、僕は、全然、理解できないんですよ。

ついでに、宮崎では国の牧場になるんですかね、家畜改良センターも出たんですけども、国とか県の絡んでいる牧場で、口蹄疫とか豚コレ、まず、最初のほうなんですよね。この前も長野県でも出たんですけども、試験場で、あれだけ徹底した体制なのに何で出るのに、それを農家に押しつけて、また、それを指示、勧告、命令するのは、多分、県の職員かなと思うんですけども、言ったら入ってくるんじゃないかなと、逆のイメージを持ちちゃうんですけども、それとあわせて、こういう豚コレが入ったとか口蹄疫が入ったときの対応の仕方の基準と、そうでないときの基準のあり方を完全に分けないと、本当の農業ではなくなり、完全に工業製品みたいな畜産物のつくり方みたいな基準をつくってもらうのは、私は非常に不安視をしていますし、放牧が一切なくなるということは、牛豚に対しては、鳥とはちょっと環境が違いますので、そこらも頭に入れた基準値をつくっていただくようにしていただきたいなと思っています。

○小倉審議官 先ほど齋藤委員からあった、できたら上から目線じゃないほうが、というのは、まさしく現場が本当にそんな雰囲気だと思っています。いろんな、先ほどからアドバイスいただいたような方法で、どちらかというと、普及させていくほうに、やっぱり、力を入れていくのかなと思いますし、あと、松永委員からお話がありました振興のところは、ちょっと、素直に受けとめて、いろいろ調整はしたいと思っていますけれども、おっしゃるとおりだと思います。放牧をしていいときと、やっぱり、控えなきゃいけないとき、場所というのが出てくるんだと思います。今回も放牧養豚というのがあったんですけども、幾らなんでも、イノシシの感染エリアで、放牧というのはやっぱり厳しいでしょうということですが、じゃあ、それが日本全国でだめなのかといたら、そこは議論があるところだと思います。その辺は少し、時と場合を考えながら運用するということは、小委のほうでも、また、ご議論をいただきたいなというふうに思います。

あと、県の施設、改良センターのほうが出ていなかったと思うんですけども、県の施設でも、今回も、いろいろ出ています。そういう意味では、なかなか簡単ではないということの所作だと思います。だからといって、黙ってしまうのではなくて、そういうことを十分、また検証しながら、また、農家指導にも生かしていくということで、少し受けとめていきたいというふうに思います。

○松尾部会長 ありがとうございます。

ほかに、ご意見。

そろそろ時間になりましたので、本件の審議に当たりましては、当部会の所掌事務のうち、牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な事項を審議する必要があることから、今後、牛豚等疾病小委員会において審議いただきたいと思っております。

続きまして、議事2の、その他について、事務局からご説明、お願いしたいと思っております。

○伴課長補佐 動物衛生課防疫企画班の伴です。

私のほうから、冒頭、審議官からの挨拶にもありましたけれども、現在、豚コレラとアフリカ豚コレラの防疫指針の見直しにつきまして、都道府県知事への意見照会と、あと、パブリックコメントを実施しているところでございます。その内容につきまして、ご説明を、簡単にさせていただきます。

資料は、参考資料3と、参考資料5を使用いたします。

まず、参考資料3でございます。

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更の概要について、ということでございます。

防疫指針につきましては、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえまして、少なくとも、3年ごとに再検討を加えて、必要に応じて変更するということが、法律で規定されております。

これを踏まえまして、豚コレラとアフリカ豚コレラの防疫指針につきましては、最終改正から3年が経過したということで、昨年10月に、本部会で答申をいただきまして、内容を見直したところでございます。

しかしながら、ご承知のとおり、昨年9月以降、我が国で発生が拡大している豚コレラの防疫措置におきまして、豚の飼養農場における予防的ワクチンの接種といったワクチン接種の考え方、また、今回、感染拡大に大きな影響を及ぼしている野生イノシシへの対応につきまして、再検討を加える必要が生じているということでございます。

これらに対応しまして、発生拡大を防いで早期の清浄化を達成するために、本指針の一部を変更したいというものでございまして、本部会におきまして、5月21日に両指針の諮問をしたというところでございます。

それ以降、専門的にご議論いただく牛豚等疾病小委員会を9月20日、24日、25日、27日と、4回にわたりまして、集中的にご議論いただきました。それを踏まえた防疫指針の内

容を、今、お示しして、パブコメにかけているという状況でございます。

具体的な本指針の変更の概要というところで、1 ページ目の3 番、(1) からでございます。

まず、今回の発生拡大の大きな要因となっている野生イノシシにつきましては、今回、防疫指針の中で、国内の本病の浸潤状況を把握するため、野生イノシシからの検体を収集して、豚コレラウイルスの有無を調査するというところを、防疫指針に位置づけたいと思っております。あわせて、野生イノシシの生息状況の把握に努めるということでございまして、この内容につきましては、これまで、通知で動かしていたものを、防疫指針にも位置づけたいというものでございます。

ページのほう、2 ページ目でございます。

同様に、野生イノシシの対応というところで、これも、冒頭、ご説明させていただいておりましたけれども、野生イノシシに対する経口ワクチンの散布といったことを実施しております。これにつきましても、防疫指針に新たに位置づけるということで、経口ワクチン、あるいは、野生イノシシの捕獲の強化といったところ、そういった、もろもろの野生イノシシ対策の有効性の検証結果に基づいて、野生イノシシにおける感染拡大時の使用の是非について検討するといったことを、規定したいと思っております。

また、次に、今回の対応で大きな議論の一つになっております、ワクチンの接種ということで、これにつきましても、牛豚等疾病小委員会でしっかりとご議論いただいたところでございますが、これまでの防疫指針の位置づけでは、緊急的にワクチンを接種するといったことが指針上、位置づけられております。この緊急ワクチン接種とは別に、新たに、今回のような野生イノシシにおける蔓延、また、感染拡大状況、また、対策の効果といった、そういったところを踏まえて、予防的ワクチンの接種を可能にする規定をつくりたいといったことを、防疫指針にも位置づけたいと思っております。

また、(4) 番で、早期発見・早期通報の徹底といったところですが、これにつきましては、本年2月に、家伝法の規定で、豚コレラとアフリカ豚コレラを疑う症状、いわゆる、特定症状といったものを設けております。内容としましては、四肢の紫斑とかチアノーゼ、また、一定期間内での死亡豚の増加、あるいは、白血球数の減少といった、そういった豚コレラ、アフリカ豚コレラを疑うような症状を特定症状として、本年2月に規定したところですので、それを指針上も位置づけたいといった内容でございます。

また、5 番目として、殺処分前後のネズミ対策の徹底。これにつきましては、疫学調査

チームでの感染の拡大への関与といったところも提言されておりますけれども、発生農場におきまして、防疫措置の実施によりまして、ネズミが拡散して、それにあわせてウイルスも拡散するといったことも指摘されておりますので、そういったことがないように、殺処分の前後にネズミ捕獲のための粘着シートの設置、あるいは、殺鼠剤の散布といったネズミ、小型野生動物の対策を徹底すべきだろうといったことで規定を設けたいと思っております。

また、(6)番として、報告徴求を設けておりますけれども、これにつきましては、発生農場の周辺農場、また、疫学関連農場に対しまして、移動制限といった措置に加えまして、毎日の健康観察、また、死亡豚の死亡頭数の増加といったものを法律に基づいて報告を求めるといった規定でございます。これにつきましても、実際に、今、発生している地域におきましては、今、通知で動かしているという内容になります。

また、最後に、(7)番としまして、豚等の再導入の前のモニター豚の導入といったことで、これにつきましては、発生農場が経営再開するに当たりまして、その農場の清浄性を確認するために、モニター豚、いわゆる、おとり豚という言い方をしておりますけれども、小頭数ずつ豚を導入して、農場の清浄性を確認してから経営を再開するといった規定を指針上も明記するといった内容になっております。

以上が豚コレラの防疫指針の、今、パブリックコメントにかけている内容になりますけれども、あわせて、アフリカ豚コレラにつきましても、同様に、パブリックコメント、あるいは、都道府県知事への意見照会を実施しておりまして、それが参考資料の5番になります。

参考資料の5番ですけれども、アフリカ豚コレラの防疫指針の改正につきましては、ただいまご紹介した豚コレラの指針の議論に先立ちまして、8月27日に牛豚等疾病小委員会でご議論いただきまして、了承いただいた内容になっております。

その背景とか目的につきましては、1ページ目の3番のところからになりますけれども、会議の最初のほうで、熊谷課長のほうからも説明させていただきましたけれども、現状としましては、近隣諸国において、アフリカ豚コレラの発生拡大が続いているという状況で、我が国への侵入リスクが格段に高まっているということに加えまして、国内での豚コレラに対する発生対応におきまして、豚飼養農場と野生イノシシ対策、防疫措置に追加すべき点が明確になったということございまして、そういった状況を踏まえまして、我が国におけるアフリカ豚コレラが侵入した際にも、早期発見、通報がなされるように、本指針の

全部の変更を行いたいというものでございます。

具体的な変更の概要、方針につきましては、2 ページ目に記載しております。

2 ページ目、まずは、1 番目として、検査体制の見直しということでございまして、アフリカ豚コレラの検査につきましては、豚コレラと異なりまして、現在、動物衛生研究部門でしか検査が実施できないという状況でございます。それを踏まえまして、国内におけるアフリカ豚コレラの浸潤をより早期に発見するためには、アフリカ豚コレラの検査の一部、具体的には遺伝子検査、PCR 検査を家畜保健衛生所で実施できる体制を構築したいというものでございます。

(2) 番目の早期発見・早期通報の徹底につきましては、豚コレラと同様です。先ほどご説明したとおり、特定臨床症状を防疫指針上も明記するという内容でございます。

また、(3) としまして、患畜、疑似患畜の範囲の見直し、ということでございますけれども、これは、家畜保健所で遺伝子検査を実施するための対応の措置ということで、家畜保健所、都道府県の検査の段階で陽性となった場合は、動物衛生研究部門に検体を送付して確定検査を実施する。具体的にいきますと、遺伝子検査としてリアルタイムPCR を実施する、また、遺伝子解析などを実施して、動物衛生研究部門での検査をもって患畜を決定するという内容でございます。

ただし、移動制限区域内で続発したような事例におきましては、移動制限区域内、いわゆる、その区域内にウイルスが存在することが明らかでございますので、家畜保健所、県段階での検査で、疑似患畜を決定するといった内容でございます。

(4) 番目の殺処分前後のネズミ、ダニ対策の徹底ということでございますけれども、これも豚コレラと同様、ネズミが感染拡大に関与するといったことも指摘されております。また、あわせて、アフリカ豚コレラにつきましては、ダニといった、そういったものが感染拡大に関与するといったことも指摘されておりますので、そのために、殺虫剤とか、そういったところの散布も、防疫指針上、明記するといった内容でございます。

(5) 番の報告徴求、(6) 番のモニター豚の導入といったところにつきましては、豚コレラと同様の改正の内容になっております。

以上、豚コレラ、アフリカ豚コレラの2本の防疫指針につきまして、現在、10月7日までパブリックコメント、都道府県知事への意見照会を予定しておりますので、それが終わりましたら早急に、いただいたご意見の内容を取りまとめまして、なるべく早い段階で、本家畜衛生部会でご審議いただきたいと考えておりますので、その際はよろしくお願ひし

たいと思っております。

私からは以上です。

○松尾部会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、委員の皆様からご意見、いただきたいと思えます。

眞鍋委員、お願いします。

○眞鍋委員 現在、日本で発症している豚コレラとは別に、アフリカ豚コレラについては、豚コレラという名前で、何か、世間でもよく似ている病気だと誤解が多いかと思うんですが、特に、早期発見、入ってこないのが一番ですけれども、そのときに、アフリカ豚コレラの特長症状というのが、実際に、現場のいろいろな獣医師さんたちに、どの程度徹底しているかというのがちょっと不安かなと思うときがあるんです。特に、アフリカ豚コレラは、教科書的に動物衛生研究所のホームページなんかを見ますと、非常に多様な症状が出るわけですけれども、今現在、実際に中国を中心に広がっているものについてもやはり同様なのかとか、中国で中心に広がっているものについては、こういう、ちょっと特徴があるのか、そういったことが、特に、その現場の獣医師さんたちに、どの程度、具体的に伝えられているかという、そのあたりの対策は、いかがなものなんでしょうか。

○伴課長補佐 いただいたご意見でございますけれども、アフリカ豚コレラ、やはり、日本全国、見たことある獣医師さんは誰もいない、ということになりますので、それにつきましては、我々も問題意識を持っておりますので、これまでも、我々が開催する全国レベルの会議、あるいは、ブロックで実施している講習会、あるいは、動物衛生研究部門でやっているような講習会、そういった機会を捉えて、こちらで入手しているアフリカ豚コレラの写真、動画、あるいは、検査手法といったところを、そういった機会を捉えて、周知しているといったような状況でございますけれども、いただいたご意見、こちらもまた、真摯に受けとめまして、さらに、そういったところの特徴といったところを、周知徹底していきたいと思っております。

少なくとも、都道府県に対しましては、こちらに入手しているような動画とか写真は、随時、提供している状況ですので、それをさらに徹底していきたいというふうに考えております。

○松尾部会長 その他、よろしいでしょうか。

○齋藤委員 これは素人目でしか判断できないんですけれども、要は、アフリカ豚コレラと、今の豚コレラとは違うということはわかるんですけれども、韓国に出たということは、

日本に近いし、もう、我々、鳥インフルエンザのことは韓国が出たら日本は危険だ。それがやっぱり、実際、そういう例で、韓国が大発生したとき、日本でも12件発生しましたがけれども、昨年、一昨年は本当に少なかったからね。日本なんかは、去年は1件、今年はゼロですよ。

ですので、もう本当に、一番危険かなと思って、アフリカ豚コレラに関しては。だから、もう、日本の国だという感覚で防疫をやらんとダメじゃないかなと、鳥の認識、しているんですよ。だから、その辺のことはよく考えておらんと隣の国だという感覚はちょっと省いたほうがいいかなとは思っています。

○松尾部会長 ありがとうございます。

ほかに、ございますでしょうか。

それでは、ありがとうございました。全体を通して、委員の皆様から、ご意見、ご質問は、ほかにございませんでしょうか。

○日高委員 よろしいでしょうか。私、一つ、その提案というか、牛豚小委員会にはありますよね、牛豚ですよね。やはり、昔と違って、飼養形態も違うし、そして入ってくる伝染病も違うし、やはり畜種別の小委員会にして、より専門的にしてもらったほうが、私はこういう新しい伝染病に対して対応できるんじゃないかなと思うんですけども。

○齋藤委員 僕も賛成。

○小倉審議官 わかりました。少し専門的ということでは、オブザーバーのような形で、特に、その病気についてもご専門の先生をお招きをして意見をいただくようなことは、今、やらせていただいています。ちょっと、その組織のあり方というんですかね、委員の持ち方については、ちょっと預らせていただいて、検討させていただきたいと思います。

いずれにせよ、本当のその専門の先生、プラス、やっぱり、少し距離を置いた先生方にも、また、いろいろご意見をいただくのも大事なことだと思いますので、重々、その点も留意してやっていきたいと思います。

○松尾部会長 ありがとうございました。

ほか、よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、これで終了させていただきたいと思います。

事務局から、何か、ございますでしょうか。

○伴課長補佐 特にございませぬので、最後に、審議官の神井から、ご挨拶申し上げます。

○神井審議官 本日は、長時間にわたりまして、熱心なご議論をいただきまして、本当に

ありがとうございます。

私ども、この家畜伝染病予防の観点の政策は、まさに、先生方のような、専門的、技術的な知見をいただいて、最新の科学的知見に基づいて、きっちり進めていくことが何よりも重要だと思っております。

そういう意味では、今、日々、さまざまな状況変化がある中で、一部の委員の先生には昼夜問わず、ご迷惑をおかけしております、本当に、指導、ご助言いただいておりますことを、この場を借りまして、改めてお礼申し上げます。本当にありがとうございます。

これからも、こういった形で、いろんなご意見を伺っていくことになると思っております。本日も部会長にお願いして、飼養衛生管理基準という、ポイントを絞った状況の前の飼養衛生管理というところから、皆様方に論点出しをしていただきました。さまざまな、幅広い観点のご意見をいただきまして、非常に私ども、ためになりましたし、これから、小委で専門的なご議論をいただくために、よいスタートを切れたのではないかと思います。本当に、感謝しております。

この飼養衛生管理基準につきましては、あえて飼養衛生管理と基準と分けてお話をさせていただいたように、養豚農家の皆様方が、ご自分の財産である豚をいかに健康に、そして、よりよい肉として出していかれるかという、この個人ベースのお話と、家畜伝染病が持つ社会的なインパクトの大きさ、どう、社会的損失を防いでいくために、ご自分で一人の問題であれば、こう、好き勝手できる部分を、あえて、やっぱり、こういうことを守っていただかなきゃいけないという観点からお願いしなきゃいけない部分がありました。この両面から、きちんと論点を詰めていかなきゃいけないというふうに思っています。

そういう意味で、飼養衛生管理基準は義務づけされているということは、極めて重いことであり、だからこそ、私どもは、その科学的知見に基づいて、内容を詰めていかなきゃいけないと思っております。

津田先生からございましたけれども、リスクに応じて、適切な対応をとっていただけるように、ということですので、現状からいうと、今のままでいいとは思っておりません、かなりきちんと内容を定めさせていただくということに、今後の議論も、小委のご意見を伺ってですけれども、なっていくと思っております。かなり、きちんとなっていくと思っております。

その上で、さまざまな、どう、飼養衛生管理基準の中身をちゃんと伝わりやすいように伝えていくのかということですか、どう、きちっと守っていただけるようにするのかと

いうお話とか、これもしっかり考えていきたいと思っております。

あえて、私ども、法律の立てつけ上は、飼養衛生管理基準が非常に重要であるからこそ、指示、勧告、命令という手立てが用意されております。これはきちんと守られておるのであれば、こういう伝家の宝刀は抜かれないわけでございますけれども、守られていないのであれば発動せざるを得ないという水準のものでありまして、私ども、決して上から目線で、やってやれ、みたいな話でいるわけではないということをご理解いただきたいです。申し上げましたけれども、養豚農家の皆様が、みずから意識を持って取り組んでいただかない限り、守っていかれないものなので、そこを私どもが上から目線になるということではございませんので、そこは寄り添って、きちんと、意識を持って守っていただけるように、結果として、家畜伝染病が発生しないようにしていくのが務めだと思っておりますので、そういう意識で取り組んでまいります。

そういう観点で、今日は、本当に、繰り返しになりますけれども、さまざまな論点、例えば、養豚農家だけじゃなくて、周辺の関連事業者も重要じゃないかとか、非常によいご議論をいただいたと思っておりますので、しっかり受けとめて、今日いただいた論点はしっかりと、小委の皆様のご議論にもお伝えして、私どもも一緒に考えさせていただきたいと思っておりますので、引き続き、よろしく願いいたします。

本日は、本当に、ありがとうございました。

○松尾部会長 それでは、これをもちまして、食料・農業・農村政策審議会、第37回家畜衛生部会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前11時49分 閉会